

高知県女性防火クラブ連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、高知県女性防火クラブ連絡協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、県内の女性防火クラブ（消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第18条に規定する女性により構成される家庭から生ずる火災の発生の予防その他の地域における防災活動を推進する組織をいう。以下「クラブ」という。）相互の連絡連携を密にし、クラブの健全な発展を図るとともに、火災予防思想の普及に努め、もってより安全で、よりよい地域社会の実現に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) クラブの活動及び運営の指導に関すること。
- (2) 防火知識の啓蒙及び普及に関すること。
- (3) クラブの情報の収集及び交換に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第4条 本会は、県内において結成されたクラブの代表者及び代表者を補佐する者を会員とする。

- 2 前項の会員は、役員改選を行う年度の4月1日時点の年齢が、満75歳未満の者とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 5名
 - (3) 理 事 25名以内
 - (4) 監 事 1名
- 2 理事は、消防本部管轄地域（東洋町、芸西村にあっては各町村）ごとの会員をもって充てる。
 - 3 会長は、理事の互選により選出された者をもって充てる。
 - 4 副会長は、理事のうちから次の表に基づいて各地域で選出し、理事会の承認を得て選出された者をもって充てる。

地域区分	市町村	副会長数	備考
中央地区	高知市、南国市、土佐市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村	2名	
東部地区	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村	1名	
高幡地区	須崎市、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梶原町、日高村、津野町、四万十町	1名	
幡多地区	宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町	1名	

- 5 監事は、会長が理事（前項の規定により副会長に選出された理事を除く。）のうちから指名し、理事会の承認を得て選出された者をもって充てる。

（役員職務）

第6条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、本会の重要事項を審議する。
- 4 監事は、会務及び経理を監査する。

（役員任期）

第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、会長及び副会長は連続2期を超えないものとする。

- 2 補充によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了の場合においても後任者が就任するまで在任する。

（役員への消防法被の貸与）

第8条 消防法被（「高知県女性防火クラブ連絡協議会」と名入れしたもの。以下同じ。）を役員に貸与する。

- 2 消防法被の貸与期間は、役員在任期間とする。
- 3 役員を退任し、貸与した消防法被の貸与期間が満了した者に対しては、当該消防法被を支給する。
- 4 消防法被の貸与を受けた役員は、本会の事業に従事するときは、原則として当該消防法被を着用しなければならない。
- 5 消防法被の貸与を受けた役員は、当該消防法被を常に善良な管理者の注意をもって管理し、毀損し、又は汚損したときは、速やかに当該消防法被の補修、洗濯等しなければならない。
- 6 消防法被の貸与を受けた役員は、当該消防法被を譲渡し、又は貸与の目的以外に使用してはならない。
- 7 消防法被の貸与を受けた役員は、当該消防法被を毀損し、又は紛失したときは、速やかに本会に報告しなければならない。この場合において、会長は、必要があると認めたときは、消防法被の再貸与をすることができる。
- 8 消防法被の貸与を受けた役員は、自己の責めに帰すべき理由により当該消防法被を毀損し、又は紛失したときは、その損害を本会に弁償しなければならない。

（事務局）

第9条 本会の事務局は、高知県危機管理部消防政策課内に置く。

- 2 本会の事務を処理するため事務局に事務局長、事務局次長及び書記を置く。
- 3 事務局長は、消防政策課課長補佐の職にある者をもって充てる。
- 4 事務局次長は、消防政策課チーフ（消防担当）の職にある者をもって充てる。
- 5 書記は、消防政策課消防担当職員をもって充てる。

（会議）

第10条 会議は、役員を構成員とする理事会とし、会長が召集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 理事会は、次の各号に掲げる事項について審議する。
 - （1）事業計画に関すること。
 - （2）規約の改正に関すること。

(3) 役員の選出に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、本会の事業遂行のため必要と認める事項。

- 4 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

(会計)

第11条 本会の運営に関する費用は、補助金、助成金、寄付金その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 本会の事業の執行は、県の規定に準じて行うものとする。

4 本会の事業の執行に際して、役員に交通費等（当該額に100円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てた額）を支給することができる。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要と認められるものについて、別に定めることができる。

附 則

この規約は、昭和61年8月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年11月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年7月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年5月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年6月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年6月6日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年6月5日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和5年6月30日から施行する。

2 高知県女性防火クラブ連絡協議会規約実施細目（昭和61年8月20日施行）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和5年10月6日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年10月22日から施行する。